平成２２年（フ）第６３２号
広島県安芸郡熊野町出来庭５丁目９番20―207号
債務者　渡邉　健司
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９５号
広島市安佐北区安佐町大字久地206番地294
債務者　滋野　進治
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２８号
広島市中区西白島町４番１―203号
債務者　田島　良一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
広島県三原市宗郷２丁目５番１―203号
債務者　中山　久美（旧姓窪本）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
山口県下関市大字綾羅木166番地１　ボヌールランド　フリージア202号
債務者　髙見　哲弘
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
山口県下関市清末西町２丁目10番１―201号雇用促進住宅１棟
債務者　竹内　功治
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
山口県下関市安岡駅前１丁目12番７―501号
債務者　井口　貞子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
愛媛県新居浜市大生院111番地の２
債務者　髙橋　謙司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３７号
愛媛県新居浜市南小松原町７番635号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５８号
愛媛県新居浜市泉宮町９番123号
債務者　長野　絵美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６５号
愛媛県新居浜市大生院809番地の19
債務者　高橋　元希
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７０号
愛媛県四国中央市豊岡町長田1218番地１
債務者　細川　真紀（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７１号
愛媛県新居浜市中村１丁目９番11号
債務者　谷本真智子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７６号
愛媛県四国中央市川滝町領家825番地
債務者　藤山　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７９号
高知市北川添６番16号　サンハイツ406号
債務者　井辻　勝志
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２２号
高知市南はりまや町１丁目14番13号　ドンファンコーポ２Ｆ東
債務者　川﨑あゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８３号
高知市山ノ端町36番地１
債務者　阪本　祐二
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係